

『防長風土注進案』『風俗』の項にみる村の「共同体」

はじめに

金 谷 匡 人

『防長風土注進案』は、防長の萩本藩のほぼ全域にわたる、天保期の村浦の綿密な実態調査書であり、貴重な郷土資料であるにとどまらず、藩政史あるいは村落史研究の基礎文献としての高い価値をもつ。

各村別の記載項目は、大島宰判久賀村・同浦を例にとれば、以下のごとくである。

村名の由来、縦横里数、村内小名、山川之形勢、村内日請土地合、水掛善悪水旱損等、肥下草多少、氣候寒暖植付物時節、田畠町数・石高、諸上納物、小貫、御蔵、御勘場、壺里塚、往還、送り場、萩并海辺え里数、市町家並、山、御立山、立銀山、山野、寺社境内山、森林小祠山、川数、橋、井手、堤、自力堤、溝、沼、水道、海、嶋、岬瀬湍、波戸、惣家数、口数、職人札・商人札・馬郎札、在宅之諸士足輕以下并陪臣、雑戸、牛数、馬数、船数、風俗、地下所持之古文書類、産業、物産、神祠、寺院、古城跡、名所旧跡、村内収支総括

本稿では、そのうち「風俗」の項に焦点を絞った。その記載は、人々の性情、年間の労働（生業）・行事や祭礼、休日、人生（生老病死）に関する儀礼など多彩だが、そこには、個人としてではなく、村の中で村人として生きる人々の生き様が垣間見られる。その豊かな記載内容のうち、本稿では、近世村落の人々の「共同体」としての生活のありかたについて紹介・考察するものである。各村の記載は一樣ではなく、地域性や精粗・ばらつきがある。それらを考慮の上

で、「風俗」の項における用例のみから推察できる記述にとどめた。

底本は、当館が昭和三十五年度から三十九年度にかけて刊行した『防長風土注進案』巻1～21を用いた。本文中（内の引用部分に続く（156）等の番号は、「第15巻に収載の村番号6の村」（この場合は舟木村）を意味する。村の一覧（番号との対照表）については最後に一括した。

以下、便宜上「音信」「講と組」「互助」「しまり」に分類し、それぞれに考察を加えた。

一 音信

【会釈（えしゃく）】

この語は、現在の用法と違い、「儀礼になつた応対。儀礼的な口上を述べること。あいさつ。えさく。」（小学館『日本国語大辞典』）に相当する使い方がされている。改まった場面で、礼儀に則った挨拶をすることをいう。お互いの関係を維持し、また調えるために必要なことであつた。

〔婚禮ニハ近親類寄合有合之魚野菜ニテ盃相済し申候、親類朋友より祝物持参仕候へハ身分相応之会釈仕候〕（7-11）

〔氏神八幡宮祭礼、（中略）間にく朋友親類のもの社参仕候得は此処にて会釈仕候〕（14-3）

〔十一月廿日 惠美須講と号シ商家之者兼て之売先え相応之会釈仕、〕（20-8）

この会釈は今日の想像以上にかしこまった堅苦しいものだったらしく、堅苦しくない集まりの場では、

〔念仏講之儀も間々集会仕候得共、全会釈ケ間數儀は一向無御座候〕（20-2）

のような用法がされている。

【挨拶（あいさつ）】

交際を維持するための社交的儀礼をいう。ことばや動作、受け答えなどを含み、「会釈」より広い意味合いを持つように思われるが、具体的な作法の差異については、語の用例からは明確でない。いずれにしても、行き会ったときの簡単なあいさつではなく、儀式張った、形式を踏むものであった。

〔正月三日の間（中略）、氏神旦那寺村長其外親類朋友などへ祝詞を演へ、二月二日三月三日五月五日七月七日同十四日十五日八月朔日九月九日休日、いつも時宜の挨拶を申往来仕候〕（14-2）

〔五月（中略）植付相調へ一村相済候へば泥落しと申候て一日あて休息仕、尚又植付相済安堵被致候半（うえつけあすみ、あんどいたされそうらわん）と挨拶して組合又ハ懇意間ハ互に参り会申候〕（21-13）

したがって、「挨拶を知らない」ことは共同体の中で許されない、またはばかにされることであった。

〔時候の挨拶を知らず、誠に西戎とハ此辺の事を申せしならん〕（17-5）

〔萩より石州への往還筋にて諸人の通路も多く、通り筋だけは挨拶なとも相応に出来、〕（21-17）

【勤め・勤相・勤合（つとめあい）】

「つとめ」は、当然やらなければならない物事。義務・責務として認識されており、①家業や職業などに従事すること、②仏事や神事・祭礼・行事などを執行することのほか、③金銭や餅・野菜・酒肴等をもって贈答する作法、またそれらを伴わずにする挨拶、という使い方が多くされている。③をお互いにし合うことを「つとめあい」（勤相・勤合）といっている。ここでは、③について述べる。

《勤め（勤め合い）》

勤め（勤め合い）は年頭・五節句のほか折々において、氏神・旦那寺・地下役座・親類・親分・師家・組合・知音・朋友等に対し行われた。

〔正月年頭祝儀の儀ハ元日より三日まで神社拝礼親類知音間勤合、五節句も同様相勤候〕（18-4）

年頭・五節句のほかには、

〔一月〕人日十一日十五日休息不仕、家業早く仕廻候て地下中勤合仕候〕（8-15）

〔二月朔日並ヒ朔日と号シ、先年より地下中一統遊日社参、尚地下役座組合因家へ勤合仕候事〕（7-8）

〔五月末田植付仕舞次第、泥落と号シ人別休足仕、地下役座組相親類勤合仕候〕（4-9）

〔六月朔日には植付成就届の心得にて銘々役座へ相勤〕（21-3）

〔七月〕十五日は中元之式日ニ付氏神拝参朋友祝辞勤合仕候〕（7-9）

〔七月十四日十五日ハ家々盆会之當仕、先祖之靈祭り寺院参詣仕、盆礼として地下勤合仕候事〕（8-1）

〔八朔之義ハ先年より之旧例を以人別休息社参、地下役座組合因家え勤合仕候事〕（7-8）

〔十月〕玄猪逆餅を搗知音勤合仕候〕（6-14）

〔同（十二月）晦日年越の用意仕り、地下役座氏神旦那寺組相親類歳暮之勤相互ニ仕候〕（4-7）

など年間多くの場面で勤め（勤め合い）がなされたが、人日・端午・重陽の各節句などの勤め合いは農家の繁忙などを理由に省略されることも多かった。

《百疋・五拾疋（ひゃっぴき・ごじっぴき）》

これらの勤め（勤め合い）は、とくに年頭においては金銭を伴うことが一般的で、

〔年始祝詞之儀は（中略）、地下役座組合親類国俗之五拾疋三拾疋等之礼銭を以勤相仕候〕（4-10）

〔今日（一月二日）地下中之者（中略）知因等之浅深二応し、百疋五拾疋と号拾式銅六銅封緘し年始之佳儀を表し互ニ勤合仕候事〕（6-13）

とあるように、百疋・五拾疋・三十疋などと呼び、実際にはおおむね銭十二文・六ないし五文、三文がそれぞれに該当し、封緘して用いた。縁起を担いでそれらを一对にして渡す風もみられた。

〔氏神旦那寺地下役座等へ年始の祝言申とて参り候節、畔頭其外頭百姓は青銅百疋一对、又は五拾疋一对坏持参仕候〕（21-13）

また、年頭における百疋・五十疋のことを「年玉」とよぶ例があるのは注目される。

〔年頭の祝詞は（中略）是を済シ、同行中因ミ先キを勤メ、年玉ハ五十疋又ハ百疋因ミ之輕重ニ寄り取遣リ仕候〕（3-3）
〔年頭祝義之義は、（中略）地下役座を始親類朋友え年始之祝詞申述、因家之者ハ任先例百疋五拾疋等之年玉を以て往来仕候〕（7-14）

百疋・五拾疋の風は、年頭のほか五節句、中元、婚礼、寺子屋の師への謝礼などにみられた。

〔五節句、近族間計青銅五拾疋之勤合仕、是又有相之品を以て盃事仕候〕（4-2）

〔七月盆会 十四五日之間先祖ノ墓所参リ仏詣を第一とし父母家兄弟近族え五拾疋三十疋之祝義を以て中元之当賀を申述候〕（3-7）

〔姫披露之節は近族の外ハ祝儀を不用、尤近所因家よりハ百疋五拾疋樽代等にて新婦を寿き申候〕（3-4）

〔手習子屋之儀ハ年始には百疋式餅一重、五節句ニハ白米壹升宛、冬至ニは豆腐料少々宛、歳暮ニハ酒或ハ小さな牛房蛤等銘々氣付を以て師家え相勤来候〕（7-1）

また、五節句や歳暮の勤め合いにおいては、金錢を用いず、茶・牛蒡・人参・煙草・塩肴・酒・餅などを用いることも多かった。

これらの勤めは多分に儀礼化しており、なおかつお互いのことが多いので、申し合わせにより簡略化される例もあるが、一方で婚礼などにおいては華美に流れる風を防ぐため、行政的な指導がなされたこともあった。

〔因家之者ハ任先例百疋五拾疋等之年玉を以て往来仕候、尤近年ハ申合寺社医師杯之外ハ互に取遣不仕候事〕（7-14）

〔当時御改正被仰出候ニ付てハ諸勤合其外無益之儀仕間敷、婚礼仏事其外廉立候節一汁壹菜肴一種にて諸事手軽く相済可申段、儀定書を以て人別申出候事〕（16-11）

《門礼（かどれい）》

なお、金品の贈答を伴わない簡略化した挨拶の作法を、門礼といった。

〔寺社家其外父母兄弟の家隣家因ミ家へハ年始の祝義百疋五十疋等を用ひ、猶組内へは祝義贈答無く門礼にて相済〕（3-10）

『防長風土注進案』『風俗』の項にみる村の「共同体」（金谷）

【無音(ぶいん)・無音勤(ぶいんづとめ)・無音解(ぶいんほどき)】

久しく音信をしないこと、長く無沙汰をすることを「無音」という。それはまた、勤めをはたさず、不調法・失礼なことでもあった。その無音を解消するための勤めを「無音勤」、「無音解」といった。

〔二月朔日三月節句は一統休足仕無音勤仕候事〕(81)

村々で行われる祭事は、この無音解の絶好の機会であった。秋の氏神(産土)の祭礼は村々で日を違えて行われたから、村外の親戚等が互いに往来するにはかえって都合がよかった。この往来を「祭り客」といった。

〔九月廿六日惣鎮守二所大明神祭日二付一日休足仕候、遠方親類知音之者年中之無音解旁祭り客二罷越、〕(410)

しかし、この日は村人にとっても参拝に出る日であるので、氏神まで距離がある場合や、氏子圈が大きく、親戚が皆同じ氏神の氏子だったりするような場合には、祭り客は成り立ちにくかった。

〔八月十八日村中惣鎮守八幡宮祭日二付人別休日社参、尤八幡宮之義は(中略)当村よりハ凡拾七八丁位も道法相隔り候得共、参詣之上本人神幸之供仕候行形二御座候、且祭り客と号し遠方親類因家之者年中無音解旁尋来候者も有之候得共、前条之通社参之者多く各別馳走等不仕候事〕(11)

〔八月十五日六日二宮御正祭神事踊引馬備へ等産子村より仕出ス、長立候者上下袴羽織中帯二て御幸供奉ス、七ヶ村惣氏神ゆへ祭客と申事無シ〕(118)

また、氏神祭礼のあとに村の中のあちこちで行われる小祭りもそれぞれ日を違えて行われ、こちらは村内の親戚等の往来には都合がよかった。

〔九月十月村々引受之小祭り有之、親類朋友間兼て之無音解キ勤合、其節着二種二て酒差出候〕(20-10)

このように、氏神その他の祭礼は、村内外の人々の音信をつなぐ大切な行事でもあった。

【音物(いんもつ)・音信(いんしん)】

《音物》

好意や感謝、親密な関係等を表わすための贈り物をいう。中元、歳暮、五節句などのほか、十月の亥猪、春秋の彼岸、年忌仏事、師への謝礼、棟上げ、葬式などの場面で行われた。

〔歳暮にハ寺家社家父母家師家近族へは年暮の音物少宛贈之〕(3-3)

〔家建棟上之節ハ講中相集米酒縄竹等飲之式とし持参手伝仕候、乍併困窮者ハ講中引受飲音物引受相断申候〕(7-18)

《音信》

訪問等によつてよしみを通じることというが、音物を贈ることもいつている。

〔八月朔日、親類知音の疎遠を音信気悠二仕候〕(6-12)

〔五月五日節句なれ共農業肝要の時ゆへ夜中音信の勤相、〕(11-18)

〔年中吉凶音信土産等大方は餅を用ひ候〕(19-8)

二 講と組

【寄合】

「寄合」という語はほとんど動詞的な使い方がされており、集会の名称(名詞)としての寄合は「初寄合」「大寄合」などの数例にすぎないが、そのなかで、「初寄合」は共同体にとって大きな意味をもっていたようである。

《初寄合》

多くは一月中に行われ、村人たちが、それぞれの畔頭の元へ寄り合い、社人を招き、神楽を奏し、昨年中やその年の年貢に関することや、村落内のさまざまな決めごとを行う集会であった。

初寄合の記述は舟木宰判・当島宰判に偏しているが、これと同じ機能を持った集会は、他村においては荒神祭、

「防長風土注進案」「風俗」の項にみる村の「共同体」(金谷)

『防長風土注進案』『風俗』の項にみる村の「共同体」（金谷）

八

地神申し、念仏講等、神仏に関わる行事においてなされることが多かった。（【しまり】の項を参照）

〔正月四日ニハ初寄合と号し村別畔頭元え出會、諸公事并村中之メり方等申談候事〕（15-15）

《大寄合》

〔十二月〕五日頃大寄合として年寄元え浦方拾人頭其外之者多人数呼寄、追々被仰出候御沙汰之趣申聞せ、地下中取しめり事、尚年中足役枰其外諸算用仕候事〕（6-18）

【講】

村の中で人々が寄り合い、共同で何かを行う場合、その単位は、多く「講」や「組」とよばれた。「講」と「組」はその本質において大きな差があると考えられるが、実際の生活の上では、明確な区別なく使われる場合も多かった。

《講》

「講」は、地域社会をおもな母体として、信仰、経済、職業上などの目的を達成するために結ばれた集団をいい、その構成員を講中などよぶ。本来は仏典を講説するための僧尼の会合やその団体を意味していたようで、現在でもそうした仏教関係の講は行われているが、講の内容は非常に多様化しており、それらは(1)信仰にかかわる講、(2)経済的な講、(3)職業的な講、(4)地縁的な講に大別できる。

(1) 信仰や祭事に関わる講

寄講・報恩講・題目講・お命講・観音講・最勝講・光明真言講・秋葉講・蛭子講・地神講・祭講・大師講などがみえる。

ただ、信仰や祭事に関わるといっても、たとえば一、二月に多く行われた地神講（地神申し、地神祭り）などは、〔二月中旬迄二村々地神申と号、講中寄集り盲僧主坊を相招祭式仕来候、（中略）講ノ当屋へ米麦之間意升宛も持寄、講中えも鹿末之一汁壹菜ニして、尚地神祭之神酒少々買得仕候て講中も戴キ地下諸メり田植之日取等申合来候〕（3-3）

というように、村の初寄合的なおもむきをもっていた。

(2) 経済的な講

頼母子（たのもし）などは講を組んで行われたが、「頼母子講」という語の用例はここにはみえない。

(3) 職業的な講

たとえば(1)にあげた蛭子（恵美須）講は、その母体が商人・漁業従事者であり、職業講的な色合いをもつ。

〔恵美須講 同（十一月）廿日は恵美須講とて商家不残供物神酒を備へ、身分相応之酒飯を調べ、朋友知音を招きて賑はしく饗応して商売繁昌を祈る、中にも魚せり問やなと別て祝祭り申候事〕（9-6）

(4) 地縁的な講

葬儀などを営むに際し、その主体となる地縁の家々のまとまりを講ということが多い。それらは多様な機能をもつ地縁的な講であった。

〔婚礼葬礼その他の吉凶ともに右いつれの村も同様にて兼て一村内五十軒又ハ三拾軒と分ヶおき、講中と申、身分相応につとめあひ彼是と世話仕、いづれも手軽き賄に御座候事〕（14-16）

〔葬礼、大人死去の時は講中より壺升又ハ壺刃の香典を贈り、旦那寺其外近族の賄方等講中引請二して相調べ、〕（3-2）

〔地下中諸メリとして講会のきびりあひ、最寄々々拾軒拾五軒宛因講有之、〕（18-3）

これらの講の規模は、

〔葬礼之式村内一在所切り講内と唱へ、〕（3-4）

〔葬式之節ハ一小村一講中として、〕（3-6）

などから、多寡はあるが、およそ小村、すなわち現在の集落ほどのものであったと考えられる。

とくに葬儀においては、当家和親戚の者を働かせず、講が一切を取り仕切る風があった。

〔葬式之儀ハ（中略）、親類講中黒米壺升式升宛身分に應じ香料として持集り其日ハ講中の者世話仕、本人并親類のもの

まで客同様に心得何も相任せ、且那寺を招き野辺送り火葬土葬仕候」（14-2）

〔葬式 親類朋友町内念仏講中相集り、葬式道具を調へ且那寺申請龜飯差出葬式仕候、親類因ミの者は供又ハ寺詰抔仕候〕（9-2）

《無常講・死会講・死穢講・死会中間・樽組・念仏講》

葬儀に関する講は、名称としては「無常講」「死会講・死穢講（しえこう）」「樽組」「念仏講」などがみえるが、それらが葬儀の場面のみにかかわらず、人々の社会生活のさまざまな場面に機能した例を挙げる。

〔葬式 地下村々ニて死会講と申候て、大人小児之差別を以香爨と号し米を持寄り葬式之世話仕事ニ御座候、講ニ寄リ家具等迄催相ニして兼て拵置候由、此死会講と申ハ葬式のみニ拘らず、家の棟上ケ馬灸等独り手ニ不相成事ハ助ケ合因ミ申事ニ御座候、農家肝要之時分柄ニ差向病人死人等有之、混納取入亦は植付修護等おくれ候時ハ、此講中申合合力仕事ニ御座候、惣て諸メリ申合、万一不身持之者有之候得は此講を省き申候、此人数を省レ候得ハ一日も不相立事故兼て相嗜ミ申候、地下御住宅之御諸士中様其外ニても此人数ニ御加リ被成候事〕（9-16）

この記述によると、この村（三田尻宰判切畑村）における死会講の機能は、

- ・ 葬式の世話や葬儀に関する道具の共同管理
 - ・ 棟上げ・馬灸など人手が必要な場面での助け合い
 - ・ 農作業が病氣や死亡などにより遅れたときの合力
 - ・ 諸規則の申し合わせを行い、不心得者はこの講から除く
- 等であり、この講から除かれれば一日も生活が成り立たないため、日頃から気をつけて生活し、地下に在宅の諸士であってもその構成員に加わっているという。

人々の社会生活を支えるものとして、これらの講が果たしていた役割は大きいといえよう。

《田植えと講》

田植えは、次項でみるように「組」で行われることが多かったが、より大規模に行われる場合、「講」がその主体となることがあった。

〔田作植付之儀ハ入梅中講中集り植調、又ハ四五軒宛組植仕候部も有之〕（177）

《家建てと講、とうごう》

家建（棟上げ）もまた、多くの人手を必要とすることから、吉凶と並んで講が機能する場面である。

〔家建之節ハ親類并講中之者白米壹升式升又ハ酒肴或ハ縄竹杯少々宛持寄其規式仕、相互ニ手伝仕来り候〕（174）

の如くであるが、この手伝いのときに持ち寄る米・縄・藁・竹等を、舟木宰判の各村では「とうごう（棟合・向合・間合）」といった。

〔家建之儀ハ親類并講中之者白米壹升宛又ハ酒肴或ハ藁縄竹少々宛棟合と号持寄り、其規式仕らせ相互ニ手伝仕来候〕（15-19）

以上のように、講の相互扶助的な機能は社会生活のさまざまな場面でみられたが、その一方で、年始や五節句等の儀礼的なつきあい（勤め合い）は、次項でみる「組」「組相（組合）」をその範囲として行われ、「講」がその範囲としてあらわれることは稀であった。

「講」は行政的な色合いが薄く、人々の社会生活や信仰生活からの必要に応じて、生活の現場から発生してきたものであると考えられるが、以下でみる五人組などの「組」を「講」と呼んでいる場合も多いと思われる、用語の上から厳密にこれらを区別して本質に迫ることは困難である。

【組・組相（組合）】

『防長風土注進案』『風俗』の項にみる村の「共同体」（金谷）

「組」「組相（組合）」の語は動詞的な使われ方をするほか、人々の社会生活のさまざまな場面においてそのまあまりの単位として使われている。

「組」は畔頭を頭とする数十軒以上の百姓のまとまりの場合もあるし、また五人組のような地方の末端組織をいう場合もある。また、田植組のように、それらとは別に組まれたと思われるものもある。「組」の用語の使われ方は多彩で一概には言えないが、行政的で、支配機構の一翼を担っているという色合いが強い。

《畔頭組》

〔一月〕十一日ニは畔頭座え組中相集其年中足役彼是申談、（20-8）

〔当村之儀ハ東ハ御蔵入、西北は徳山御領御蔵入給地入交りニて畔頭五組有之、小村数多御座候て村々隔居候得とも全体内一統之風俗ニ御座候事〕（8-14）

の如く、畔頭の差配単位を組とよぶ。また、この「畔頭組」は、

〔日待地神祭其外臨時虫除雨乞止雨等の祈禱など仕候節は、百性身体の高下により現貴きを以相調、いつも畔頭給庄屋組切にて寄合来候事〕（21-8）

とあるように、農業生産に関わる行事・祭事等において、その単位となっている場合が多かったようである。これらの例は、支配の側が畔頭や「組」に対して何を期待していたかを示していると思われる。

《組相（組合）》

またたとえば、年始における勤め合いにおいて、

〔年頭之儀は（中略）、地下役座親類朋友組相互に勤合旦那寺えも参り申候〕（2-27）

とあるように、組相（組合）は人々の儀礼的なつきあいの範囲であった。

これらの儀礼的なつきあいの範囲としての「組・組相」は、「五人組」の範囲であったようである。

《五人組》

五人組は年貢納入や防犯等での相互規制組織としての色合いが強かった。

〔八月〕十五日夜ハ旧例にて庄屋許へ五人組頭呼出し衣服儉素之儀を始め諸御法度相背不申様受状為仕候〕(148)

また、連帯責任を問われるため、いきおい相互扶助の側面も担い、「講」と重なる部分も大きい。

〔婚礼之儀は（中略）、翌日より五六日之間追々五人組其外懇意間歡ニ参候付酒差出申候、葬祭之儀は（中略）、位牌寺住持相招其営仕、其節親族五人組或は講中など相集り世話仕候〕(20-1)

〔家普請家建等之儀頭立候者は組内を雇ひ候て建調棟上ケ仕候、其外中已下之者は五人組親類相集り候て加勢等仕り合、并講中之者人別三四日宛加勢仕候て竹縄等遣候者も御座候〕(20-7)

この五人組は定期的に組み替えを行う場合があったようで、一例のみであるが、

〔十三年祭り〕例年六月申の日と霜月申の日を祭り、取置き十三年振にハ霜月申の日を用ひ崇敬仕候、此年五人組替其外地下の諸規定仕候〕(1474)

この例も、相互規制機能の更新をねらったものであろうか。

《十人組》

〔十人組〕の用例は三例のみであり、いずれも地神祭に関わる単位としてあらわれる。

〔地神祭銘々出銅にて現持寄、拾人組或は式拾四五人位前々より行形を以正月五月集会仕候〕(20-12)

〔十人頭〕も二例みえるが(1-1、6-18)、これらの用例からその実態を伺うことは困難である。

《田植組》

農民にとって最大の行事ともいえる「田植え」においては、多くの場合、「田植組」とよばれる組が別途形成されていったようである。

〔往古より田植組とて五軒八軒拾軒組合有之〕(11-18)

〔防長風土注進案〕「風俗」の項にみる村の「共同体」（金谷）

〔田植のせつハ五軒六軒或ハ拾軒宛田植組を定め、組々集り植附仕候〕（17-3）

田植組は、その年の田植えの日取りを決め、また田植えの早さを競う場合もあった。

〔一月〕三日過候得ハ日取と号し田植組中集り植付之日限申談相定候〕（8-13）

〔植付相済候組ハ余組不拘、其翌日泥落と号し氏神え参り其上にて休足仕候、尤泥落早ク仕候組を其組之美目と仕候二付、組々互ニ植付相励候〕（8-13）

田は自家の周囲に集中しているとは限らず、散在している場合も多かったから、日常生活における「組」（五人組）では都合が悪い場合があったと考えられ、とくに田植えにあたって別の「組」（田植組）を形成する必要があったのではないかと思量する。

さらに、収穫した稲を脱穀調製（粃すり）する臼挽きにおいても、その作業は組合の手間替え（後述）で行われる場合があった。

〔臼挽杯之節は組相手間替ニして相済シ申候〕（5-9）

ただし、村により田植えの日取りを決めるのが小村別に行われる地神申しの場であったり、田植え後の泥落としが村で一斉に行われる場合も多く、そのありようは多彩である。

また「田植組」が農業生産を超えて社会生活における互助組織として機能する場合もあった。

〔但此田植組と申儀ハ村々ニて拾軒或ハ拾五軒最寄々々ニて相定置、農業其外吉凶共助け相盟約仕候〕（8-13）

〔棟上 田植組中十軒或ハ十五軒宛常々万事手伝仕合候二付、当日前後共二手伝、有合之縄木竹等を遣し申候〕（10-26）

《組の相互扶助と監視機能》

前述以外にも、「組」の機能は社会生活の多くの場面に及んでいた。

〔誕生祝 子供出生之砌、組相中より白米壹升宛持参仕候者も有之、男子百十日女子百廿日目ニ相当り候日、百日参と相唱氏神参詣、（中略）右一礼トして組相中ニ赤飯を配り候行形ニ御座候〕（20-9）

〔婚礼（中略）仲人新婦を連れり（中略）、又近族因家組合よりも式本入扇或ハ式分三分之樽代一封にて新婦を祝し申候〕（3-6）

葬式においては、「講」がその主体となつて営む場合がほとんどだが、「組合」と「講」の役割が分担されている場合がある。

〔葬式ハ其小村々々一講内トして大人死去ニは香米と号し八木壺升又は壺笏持寄りニして諸賄其外万事引受ニ相調若又小兒死去ニは只組相而已相集り講内よりハ八文十式文の香典にて相調候事〕（3-12）

ここでは、死亡者が大人の場合には「講」が、小児の場合は「組合」が葬式の運営主体となっている。してみればここでの「組相」は、その規模において「講」よりも小さいと考えられる。

ここでもみた諸例にみえる「組」は、いずれも先にみた「五人組」のことだと思われるが、「組」は、一見「相互扶助」にみえるこれらの裏に、支配機構の末端としての一面を確かにもつていた。

〔葬式仏事等の節、近親類組合講中打寄互に世話仕、（中略）尤組合は太体吉凶の節立合申候、是は必心配のミにも無之、兼て被仰聞候郡中御法度の趣に相背候儀は無之哉、又は邪宗門等相窮候為に氣を付候ことと相見申候〕（19-2）

（組合はだいたい組内の吉凶の場面に立ち会ふ。それは必ずしも心配のためだけではない。郡中法度に背いていないか、クリシタンではないかを見極めるためであるとみえる）

おそらくこれこそが村落内における「組」の本質なのであろう。

【親分・元服親・契約親・（親方）】

《親分》

年始において、親元や「親分」には特に厚い勤めをおこなった。他のところを祝詞で済ます場合にも、「親分」には年の餅（重ね餅・祝い餅）に百疋を添えて持参するのが通例であった。

『防長風土注進案』『風俗』の項にみる村の「共同体」（金谷）

〔正月元日には（中略）寺社參詣地下役座其外親類因之間へも年始之祝詞申述、舅方又ハ親分抔へは年の餅一重青銅百疋相添差遣し、〕（153）

この場合の「親分」は、実の親でなく、人生のさまざまな場面で庇護者として頼んだ擬制的な親をいう。第二の誕生ともいえる元服の場面において多くみられ、土地の有力者を契約親（後見親）として頼む場合もあったようである。

なお、「親分」への勤めは年始に限らず、三月・五月の節句や盆等にも行われた。

〔五節句之内、（中略）親分舅先又ハ懇意なる先え三月ハ蓬餅、七月はそふめなど遣ハし、〕（16-11）

《元服親》

元服親を頼んで元服の式を行うのは村内でも「長立候者」「頭立候者」に限られたようで、その場合は親類などを招き、酒食を供した。また元服親になつてもらう人物は一族の有力者等が多かつたようである。

〔元服 地下内にて長立候者ハ元服親を頼み、親類近隣を招き酒杯出し候、中人已下内輪にて相済候事〕（16-5）

〔苗字等有之候ものは親類の内老分の者歟、或は由緒有之候目上の者を元服親に相頼候者も御座候〕（19-15）

〔元服式之儀は長立候者は十三歳十五歳にて元服仕、伯父又は一類にて盛者元服親ニ相頼、〕（20-11）

これらの元服親は単に元服の式を行つただけでなく、まさに「親」としてその人物を庇護し、またその人物の行ない、身持、行状等に対して教導を行つていたようである。

〔於地下頭立候者又は兼々因相候人柄相頼前髪を採、親分にして往々不行跡無之様申聞せ之儀堅契約仕、〕（228）

実の親以外の第三者を親として持つということが、社会の秩序維持に果たした役割は大きかつたと思われる。

《契約親》

〔正月の式、当村は往古より頭立候家に立入仕候もの、契約親と号、男女ともに其親と頼みたる家へ（中略）夫婦連に

て鏡餅一ト重持参致し、引請には雑煮取着には昆布鰯田作り等の肴にて濁り酒差出し申候」(2172)

ここで、「頭立候家に立入仕候もの」というのは、有力な家に奉公に入っている者をさすのであろう。

《親方》

なお、「親方」という語も散見される。その多くは「師家(師匠)・親方」と併記されることから、手職等に関わる親方のことではないかと思量されるが、例外もあり、「親分」と同じ使い方もされているようである。即断を避けたい。

三 互助

【合力(こうろく)・手伝】

講や組(組相・組合)を主体とする相互扶助の機能は、以上みてきたように、田植え・混納・麦蒔・普請造作・婚礼・葬式など多くの場面でみられたが、決してそれは一方的なボランティアだったのではない。共同体内で軋轢を生じないためには、受けた合力・助勢に対して、反対供与をもってバランスをとる必要があった。

したがって、その負担(返礼)に耐えられない者は、合力そのものを断つておく必要があったようである。

〔家建之節ハ講中相集白米酒等持参ニて手伝仕候事古来より之流例ニ御座候へ共、当村之儀ハ総て困究者多故講中引受相断、入用之人数計ニて大概相整、悦び引受之儀相断候者多く御座候〕(217)

はその例である。ここで「悦び(よろこび)」というのは上棟式およびそれに伴う祝宴(酒食)のことであり、その引き受けに耐えられないため、あらかじめ講からの助力を断る者が多かった、という意である。

もう一つ、秋の収穫や混納(収穫した穀物の脱穀・調製)にあたっての合力とその返礼の例を挙げておく。

〔玄猪 後々玄猪日二餅を搗秋中合力仕候者呼振舞仕候、是を秋振廻と申前々より行形にて御座候事〕（10-28）

【ゆい・てまがえ・もやい】

人々が共通して集中した労働力が必要な場面においては、労働力を交換し合う（手伝い合う）必要があり、その最大のものが田植であった。

《ゆい（結い、いゝ）とてまがえ（手間替）》

その場合、仕労働力を交換し合うことを「ゆい（いゝ）」ないし「てまがえ」といい、「ゆい」で植えること（ゆい植え）を「ゆいをとる」とか「ゆいにする」といった。

〔田植之儀ハ大作仕候ものは少々雇人をも仕、其余は大概五軒七軒宛手間替ニして追々ニ植付、是をいひ植と申候〕（15-25）

〔田植ハ（中略）、いゝにするといふて互に手間を相貸借りて植へ、或は独植などゝて其一家内にて植へ、〕（16-6）

また、「てまがえ」の語は人だけに用いるのではなく、田の労働力としての牛（代牛Ⅱしろうし）にも用いられることがあった。

〔田植ハ一日植ニし牛人共ニ手間替ニして植合、〕（11-6）

〔田植之儀、講中申合日取仕、早乙女代牛等いゝと申手間替ニして植付、〕（16-11）

これらの労働力の交換にあたっては、その貸借において不均衡を生じることがあり、田植え後、その決算をおこなうことがあった。これを「いゝ、算用」といった。この不均衡は、金銭でなく別の労働提供によって解消したと思われるが、それに関する記述はみえない。

〔田植後いゝ算用と申習し男女共一日休息仕植付一件算用致候〕（9-18）

また、「ゆい」の語は相互に労働力を提供し合う集団そのものをさす場合があった。

〔春夏秋の地神祭ハ田植組の結び／＼にて夕方に当屋へ相集り、〕(12-10)

なお、「てまがえ」は田植えのほか収穫後の白挽き(粃すり)においても行われた。

〔白挽之儀は組相中手間替二して夜中又ハ雨霽日等之麦蒔ニ差合不申様操合相調、〕(7-3)

《もやい(催相・催合)》

「もやい」は協同作業を意味する。その意味では、上でみた「ゆい植え」は「もやい」でもあった。

〔近所催合二して猿尾打(鋤の先根緒是よりなひ初め牛の具引緒田な緒是を神棚へ奉る)〕(11-18)

〔鯨漁の儀、沖海にては当浦(通浦)計り漁り申候、内海は瀬戸崎組催合漁に仕候〕(19-4)

〔田植はいひにすると唱へ、今日ハ誰か所、明日ハ渠といゝて互に手間をかしかりし催相て植へ、〕(16-7)

また、牛馬を共同で飼養する場合を「催相飼」といった。

〔当村は田畠数三拾余町之小村にて牛馬四拾足飼ひ、持さる者も無之、式三人或は四人も催相飼仕候〕(10-32)

なお、「もやい」には、その際に必要な出費や労働量は平等であるという原則があったようであり、同額ずつの金品を提供して行う祭事などにこの語が用いられている。

〔正五九月良辰を撰、地下中催相々々にて荒神祭り人別米五合三合宛出シ合せ、〕(2-28)

《道橋の修補》

人々が労力を出し合って行う道や橋の修繕も、共同体としての重要な仕事であった。

〔正月地神祭り仕、(中略)御国法を専にし、次に地下取締往還道橋等之修補申合候〕(14-2)

〔七夕 神仏ヲ拝し地下中家別寺人宛罷り出道橋等致取繕候〕(2-18)

これらは、畔頭や証人百姓の指導で行われる場合もあった。

〔地神祭り 毎年正中中比畔頭一組内地下人別罷出、畔頭証人百姓引連組内道筋を修甫仕候〕(9-16)

四 しまり

【咄合（話合）・談し合・申合・申談（はなしあい・だんじあい・もうしあい・もうしだん）】

村や浦の共通の必要事項を話し合い、それらを決めることをいう。具体的には、祭事や行事の執行、社会生活上のきまり（奢侈や賭け事の禁止、休日の設定）、生業に関すること（苗代や植え付けの日取り、早中晩田の作りあわせ、田植えの順序や方法、肥料の吟味、牛を使う心得、塩の生産規制、漁の取り分）、課役の分担、道橋等の修補などがあつた。

〔一月〕十日迄之間地神祭と申て組合相集社人地神経読盲僧相招、田植付日取等迄申合相調候行形二御座候〕（78）

〔二月朔日ハ初り朔日と号し家子休足仕らせ、（中略）出合之者当年之苗代田植之比合、早中晩田之作り合せ、肥し之吟味様、遣ひ牛心遣ひ彼是咄合申候〕（74）

〔年々上下之浜所より室積え集り致会合候て塩余分出来不申候様一統持目之申合仕候〕（9-12）

これらの話し合いが行われる場について、記載があるものをあげると、荒神祭（荒神申）、地神祭（地神申）、森申、百手祭、春神楽、講（因講）、大寄合、初寄合などであり、浦年寄元で行われた大寄合（6-18）、畔頭元で行われた初寄合（舟木宰判・当島宰判の諸村、前述）を除けば、おおむね神仏に関わる場における誓約のおもむきをもつた。これらは正月ないし二月に行われることが多く、そのほか折にふれてなされた。

【申聞（もうしきかせ）】

申し聞かせとは文字どおり言い聞かせ、教えさすことをいう。ここでは、支配者が農民らに申し聞かせる事例は除き、村落内において行われた教導の例を挙げておく。

〔元服之儀は於地下頭立候者又は兼々因相候人柄相頼前髪を採、親分にして往々不行跡無之様申聞せ之儀堅契約仕、〕（2-

〔春分ニ地神祭りと申会合之内にて（中略）、若輩之者共ハハ作物出来立之氣付申聞、尚又平生心得惡敷者えハ共々教導等仕、地下和順之咄合仕来候事〕（8-4）

【メリ・締り（しまり）【しめり】】

しまり（しめり）は規律や秩序のことをいい、その確認作業は多くの場合、【咄合（話合）・談し合・申合・申談】の項で紹介した場になされた。

〔春分地神申、夏秋荒神申と号し、（中略）祭式仕、（中略）地下内諸締り等申談仕来候事〕（7-9）

これらの遵守は、人々の社会生活が支障なくおこなわれるために必要であつたから、それに背く者、または従わない者にたいしては制裁がなされる場合があつた。その場合、本人の属する「組」が身元引き受けとして働いたようである。

〔右の禁制（端午から八朔まで他村の牛を村内に入れないという禁忌）の内、若破り候者あれは頭に瓢箪を著せ牛に乗せ其居村を追放仕候行形にて御座候へ共、太体後々ハ本人の組合より相断候に付、（中略）村中へ御札守軒別配り候へは免し遣候〕（19-11）

〔死会講と申ハ葬式のみにて無御座、（中略）万一身持惡敷者有之時は急度異見を加へ、用ひさる時は講中間を除き申候ニ付諸事相慎申候事〕（9-14）

以上見てきたような村の共同体としての暮らしの中には、個人としてさまざまな競争原理が働く場面ももちろんあつたであろうが、「注進案」はその性質上、その種の記述はきわめて乏しい。

〔厚狭市中ニは（一月）十一日早朝牛を牽出川入仕り、所の作神へ連参り申候、兼て牛の飼宜者は牛の毛色よく肥居申候、是を貧福の自慢に数多の牛牽出し候故、老若男女見物ニ罷出賑敷儀ニ御座候〕（16-4）

『防長風土注進案』『風俗』の項にみる村の「共同体」（金谷）

この行事は、牛を川で洗ひ、きれいにして作神へ連れ行き、農の順調を祈るものであったろうが、一面でこのように飼養する牛の、周囲への披露の色合いをもっていた。個人は、このようにして常に共同体内で評価の対象となつてゐたのであらう。

（註）本文中で引用した部分に関わる村の番号と村名は以下のとおりである。

1-1（大島宰判久賀村・同浦）、2-18（大島宰判油宇村）、2-27（大島宰判棕野村）、2-28（大島宰判土井村）、3-2（奥山代宰判宇佐郷大原村）、3-3（奥山代宰判本谷村）、3-4（奥山代宰判秋掛村）、3-6（奥山代宰判中山村）、3-7（奥山代宰判生見村）、3-12（奥山代宰判黒澤字塚村）、4-2（前山代宰判中之瀬大野村）、4-7（前山代宰判中須村）、4-9（前山代宰判金峯村）、4-10（前山代宰判鹿野上村）、5-3（上関宰判上田布施村）、5-9（上関宰判大野村）、6-12（上関宰判伊保庄）、6-14（上関宰判佐賀村）、6-18（上関宰判上ノ関）、7-1（熊毛宰判上久原村・牛王内村）、7-2（熊毛宰判長野村）、7-4（熊毛宰判原村）、7-7（熊毛宰判上小周防村）、7-9（熊毛宰判・徳山領島田村）、7-14（熊毛宰判東荷村）、7-17（熊毛宰判川西村）、7-18（熊毛宰判三丘之内清尾村）、8-1（都濃宰判末武上村）、8-4（都濃宰判久米村）、8-13（都濃宰判湯野村）、8-15（都濃宰判櫛ヶ浜浦）、9-2（三田尻宰判三田尻町）、9-6（三田尻宰判宮市町）、9-12（三田尻宰判浜方）、9-14（三田尻宰判西之浦）、9-16（三田尻宰判切畑村）、9-18（三田尻宰判西ノ浦新御開作）、10-26（三田尻宰判真尾村）、10-28（三田尻宰判久兼村）、10-32（三田尻宰判中山村）、11-6（徳地宰判馬神米光村）、11-18（徳地宰判堀村）、14-2（小郡宰判上中郷）、14-3（小郡宰判賀川村）、14-8（小郡宰判阿知須浦）、14-14（小郡宰判大海村）、14-16（小郡宰判白道村）、15-3（舟木宰判萬倉村・今富村）、15-15（舟木宰判際波村）、15-19（舟木宰判沖ノ旦村・広瀬村・末信村・棚井村）、15-25（舟木宰判木田村・瓜生野村・車地村・山中村）、16-4（吉田宰判厚狭村）、16-5（吉田宰判津布田村）、16-7（吉田宰判土生浦）、16-11（吉田宰判山中村）、17-3（美祿宰判長田村）、17-4（美祿宰判真名村）、17-5（美祿宰判岩永村）、17-7（美祿宰判嘉万村）、18-3（先大津宰判河原村・新別名村・久富村）、18-4（先大津宰判久富・新別名・藏小田・角山）、19-2（前大津宰判三隅村）、19-4（前大津宰判通浦）、19-8（前大津宰判深河村）、19-11（前大津宰判俵山村）、19-15（前大津宰判殿敷村）、20-1（当島宰判河島庄）、20-2（当島宰判椿東分）、20-7（当島宰判大井黒川村）、20-8（当島宰判山田村）、20-9（当島宰判三見村）、20-10（当島宰判川上村）、20-11（当島宰判明木村）、21-3（奥阿武宰判片俣村）、21-8（奥阿武宰判藏日喜村）、21-12（奥阿武宰判字生賀村）、21-13（奥阿武宰判福田村）、21-17（奥阿武宰判宇田村）